

老高発 1 1 2 2 第 1 号
令和 6 年 1 1 月 2 2 日

都道府県
各 指定都市 養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営に向けた取組の促進について

養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額（以下「老人保護措置費に係る支弁額等」という。）については、「養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査について」（令和 6 年 4 月 22 日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）により、各地方自治体における改定状況を調査（以下「実態把握調査」という。）したところであり、現時点の集計結果（速報値）は別紙 1 のとおりである。

このうち、令和 6 年度介護報酬改定を踏まえた対応について、1 割程度が「対応予定なし」と回答しているほか、消費税率の引上げ、令和 3 年度補正予算（令和 4 年度介護報酬改定）、令和 6 年度介護報酬改定を踏まえた対応等、厚生労働省より個別に通知等を発出し依頼した内容に基づく改定ではない、社会経済情勢や地域の実情等を勘案した地方自治体独自の改定（以下「地方自治体独自の改定」という。）については、7 割以上の自治体で実施されていないとの回答があったところである。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームがその役割を果たすためには、施設に対する財政支援、措置を必要とする者に対する措置制度の適切な活用に加え、各地方自治体で定めている老人保護措置費に係る支弁額等についても、必要な改定を実施していただくことが重要であることから、以下のとおり通知するとともに、各都道府県におかれは、管内市町村への周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言であることを申し添える。

1 令和 6 年度介護報酬改定を踏まえた対応の着実な実施について

令和 6 年度介護報酬改定を踏まえた対応については、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について」（令和 6 年 1 月 11 日老高発 0111 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）によって、老人保護措置費に係る支弁額等の改定を依頼するとともに、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定

の考え方及び改定の例等について」(令和6年3月26日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)にて、増額する費目や増額幅の計算方法等の改定例を示したところである。

しかし、実態把握調査においては、施設より要望がない、必要な予算を確保していないといった理由により、改定の予定がないと回答した地方自治体が1割程度であるほか、具体的な方法を検討中、財政部(局)と調整中、管内施設と協議中など、改定の実施について検討中と回答した地方自治体が3割から4割程度である。

については、改定の予定なしと回答した地方自治体におかれては、管内施設及び財政部(局)等との改定に向けた協議を開始いただくとともに、検討中と回答した地方自治体におかれては、現在行っている調整や検討等を進めていただき、着実な改定の実施をお願いします。

2 地方自治体独自の改定について

老人保護措置費に係る支弁額等については、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」(平成20年5月30日老発第0530003号)において示した「老人保護措置費支弁基準」、「費用徴収基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を踏まえ、地方自治体独自の改定を行っていただいているところである。

しかしながら、地方自治体独自の改定については、実態把握調査において実施していないと回答した地方自治体が7割以上である。

一方、独立行政法人福祉医療機構によると、全体的に養護老人ホーム及び軽費老人ホームの経営状況は悪化しており、個々の施設の経営状況を注視する必要がある。

(※) 2022年度 サービス活動増減差額比率(括弧内は前年度の数値)

養護老人ホーム(一般型) $\Delta 2.9\%$ ($\Delta 0.9\%$)

軽費老人ホーム(ケアハウス・一般型) $\Delta 2.4\%$ (0.2%)

については、以下の(1)及び(2)の取組の実施・検討をお願いします。

特に、これまで地方自治体独自の改定を実施していない場合、積極的な対応をお願いします。

(1) 所在施設における収支差や、特別養護老人ホーム等の介護保険サービスに従事する職員との給与額等の差といった経営状況を確認する。

(2) 既に改定を行った地方自治体の例にならひ、次の①から③までに掲げる方法等により、所在施設における収支の改善や職員の更なる処遇改善がなされるような水準まで、老人保護措置費に係る支弁額等の改定を行う。

ただし、地方自治体によっては短期的に実施することが困難な場合もあることから、複数年にかけて実施するなど、計画的に実施することも考えられる。

なお、改定を行っている地方自治体の取組の概要については、別紙2を参照さ

りたい。

- ① 養護老人ホームに係る経費の普通交付税の算定に際しては、従来から当該年度の4月1日時点の被措置者数に応じた補正を講じていることから、普通交付税の算定における養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価について、平成18年時のものから改定を実施していない年時のものまでの増加率を踏まえて、事務費や生活費の引き上げを行う。

その際、検討の参考として、普通交付税の算定における養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価をもとに計算した普通交付税上の措置額を財政部(局)とも連携して算出した上で、当該措置額及び利用者負担分として見込まれる歳入額と、実際の支弁額や予算額と比較を行うこと。

- ② 消費者物価指数の増加率や人事院勧告等による人件費の増加率を参照して、事務費(人件費等)や生活費の引き上げを行う。
- ③ 過去の介護報酬改定(平成21年～令和3年度)の改定率等を参照して、事務費等の引き上げを行う。

3 その他

(1) 都道府県による管内市町村の改定に向けた支援

一部の都道府県においては、管内市町村の適切な支弁額等の改定を促すとともに、養護老人ホームの利用者は複数市町村にまたがるところ、措置費の水準について市町村間で大きな差を生じさせないようにするため、財政部(局)とも連携の上、市町村担当者に対する説明会等を開催して、改定に向けた検討状況の聴取、質疑応答・意見交換等を実施しているところである。

については、このような取組を実施していない都道府県におかれても、管内市町村の老人保護措置費支弁基準の改定の促進のため、開催に向けた検討を進めた上で、必要な調整・助言を図られたい。特に、担当者の体制が限られている小規模な市町村等に対しては、より丁寧な対応をお願いする。

(2) 簡易計算シートの配布

各種改定を円滑に行えるようにするため、厚生労働省において改定後の単価を簡易的に計算できる計算シートを作成することとしている。

当該シートにおいては、介護報酬改定、人事院勧告、消費者物価指数など、改定率を決定する際に参考となる情報を活用し、また、各地方自治体の実際の基準や検討内容に応じて適宜修正等をした上で、改定後の計算等を円滑に行っていただくことを目指しており、改めて配布する予定であるので、御了知願いたい。

(3) 地方自治体向け説明会の実施

今後、令和6年度介護報酬改定等を踏まえた対応、地方自治体独自の改定、更に

は、地域における公益的な取組の促進に関する事例紹介などを行う、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの担当者向け説明会の開催（WEB 形式）を予定しているところである。

詳細等については、別途連絡することから、各地方自治体におかれては積極的に参加されたい。

別紙 1

令和6年度 養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査（速報値）

※ 未回答となっている自治体を除く。

介護報酬改定 処遇改善分

	対応済み	他方法で実施	予定あり	検討中	予定なし
養護	43 (6.2%)	30 (4.3%)	296 (42.9%)	271 (39.3%)	50 (7.2%)
軽費	21 (16.8%)	3 (2.4%)	62 (49.6%)	33 (26.4%)	7 (5.6%)

介護報酬改定 その他分

	対応済み	他方法で実施	予定あり	検討中	予定なし
養護	60 (8.7%)	33 (4.8%)	238 (34.7%)	283 (41.0%)	73 (10.6%)
軽費	10 (8.0%)	3 (2.4%)	52 (41.6%)	50 (40.0%)	11 (8.8%)

介護報酬改定 基準費用額引き上げ（60円／1日）

	対応済み	他方法で実施	予定あり	検討中	予定なし
養護	26 (3.8%)	14 (2.0%)	316 (45.9%)	266 (38.8%)	67 (9.7%)

地方自治体独自の改定（事務費）

	実施なし	実施済み	当初から独自	不明
養護	445 (73.1%)	70 (11.4%)	20 (3.3%)	74 (10.8%)
軽費	86 (70.5%)	21 (17.2%)	5 (4.1%)	10 (8.2%)

地方自治体独自の改定（生活費）

	実施なし	実施済み	当初から独自	不明
養護	275 (74.4%)	48 (12.9%)	9 (2.4%)	40 (10.8%)
軽費	90 (74.4%)	14 (11.6%)	6 (5.0%)	11 (9.1%)

別紙2

地方自治体独自の改定例

※ 実態把握調査で地方自治体独自の改定ありと回答した一部の自治体に対して、個別に調査を実施し、回答内容を基に作成。

※ いずれの自治体においても、各種調査や他制度の取組等も参考にしつつ、管内施設の経営状況や要望等を踏まえた上で、改定率を決定。

○ 高知市（養護老人ホーム）

- ・ 令和6年度に一般事務費や特別事務費（夜勤体制加算、施設機能強化推進費加算）、一般生活費について、1.9%（令和4年11月時点の前年同月比消費者物価指数上昇率3.8%の1/2）を加算。

○ 八戸市（養護老人ホーム）

- ・ 令和4年度に、平成18年以降の人事院勧告率の積上げ0.91%分として、人件費単価を1,012円加算。
- ・ 令和5年度に、令和4年度人事院勧告率0.23%分として、人件費単価に256円増するとともに、夜勤体制加算100円増額
- ・ 令和6年度に八戸市新採用職員の初任給の増加率（平成18年からの増加率約20%）を考慮し、人件費は7%増するとともに、消費者物価指数の増加率11%（平成18年比）を考慮し、生活費を4%増。

○ 奈良県御所市（養護老人ホーム）

- ・ 厚生労働省が令和6年3月に発出した事務連絡や、県庁が開催した説明会を踏まえ、説明会で提示された単価の改定手順（普通交付税の算定における養護老人ホーム被措置者数1人当たり単価の推移（平成18年度→令和5年度））に基づき所要額の計算を実施、一般事務費及び特別事務費については1.38倍とした。
- ・ また、一般生活費についても、事務連絡や説明会で提示された近年の光熱費等の状況、過去の改定状況等を踏まえ、今回の介護報酬改定を踏まえた対応として、1.2倍の改定とした。